

MARINE SAFETY ADVISORY NO. 36 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: SERIOUS INJURIES AND FATALITIES DUE TO FALLS

Date: 3 December 2020

2020年12月まで(の11ヶ月間)の(船員事故)報告書集計に拠ると、弊旗国籍船乗務の船員40名が転落事故によって重傷を負い5名が死亡致しました。これは弊局がこの11ヶ月間に受けた労働災害及び深刻な怪我(72時間以上通常業務に戻れない状況を指します)報告全体の33%を占め、2016年以降報告された労働災害件数及び転落による深刻な怪我をした船員数より5%多くなっています。

高所からの落下(転落事故)

高所転落事故は労働災害中4件で、内3件は貨物艙内の垂直梯子で艙内清掃中又は持ち運び型梯子でデッキクレーンの整備中に起き、もう1件はパイロットラダーを調整中に起き、(作業中の)船員は船外に転落。この様な転落事故は24件又は、2020年に弊局に報告された転落事故全体の53%を占め、(24件中)50%弱は貨物艙内で起こっています。

これらの事故について、弊局、船舶安全調査によって分かった事故原因の要因に以下が挙げられます：

- 不十分な「作業内容の確認」と「危険度の見積もり」；
- 監督不十分；
- 高所又は船側近く・船外張出し部作業時の船舶管理手順不適合；
- 使用中の持ち運び型梯子又は、足場の固定・固縛無し；
- 適切な護身防具の無装着；
- (作業現場の)状況把握不十分、又は欠如；

弊局は又、「デッキ或いはタンクトップ(艙内底部)からどれだけの高さを高所作業とするのか」と言った明確な定義が作業手順に必ずしも示されていない事に注目しています。

階段或いは傾斜梯子での転倒

この階段或いは傾斜梯子での転倒は、2020年12月現在までに報告された転倒、転落事故の中で、4件ですが、内1件は労働災害と結論付けられました。

これらの事故について、弊局、船舶安全調査によって分かった事故原因の要因に以下が挙げられます：

- (作業現場の)状況把握不十分、又は欠如；

MSA No. 36-20J

本船舶安全通知書は延長、廃版、取り消し等の特記がない限り発行後1年間のみ有効とします。

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします

- 「慣れ」:同じ作業を繰り返す事による警戒心の欠如;
- グリップ、ハンドレールの整備不足;
- 荒天時の船体動揺

一つの例として(作業場所の)整理整頓、清掃が行われていないことも要因として挙げられます。

段差のない場所での転倒

2020年12月現在まで(の11ヶ月間)に14件の転倒事故が報告され、その半数は主甲板で起きたものでした。他の半数については、居住区内、船橋又は、機関室内で起こったものです。事故原因の要因として階段又は傾斜梯子からの滑落、加えて、降雨又は波しぶきによる滑りやすい暴露甲板が挙げられます。

(事故防止の為の)推奨事項

船外滑落を含む更なる死傷事故予防の為、弊局は船主及び運航者の皆様に、この様な事故に対して船上(作業)安全手順が(防止のため)十分に考慮されているか検討し、十分でなければ改訂される事を推します。(作業)安全手順に明記されているか否かを考慮すべき項目は:

- 「高所作業」についてデッキ上、或いはタンクトップ(艙内底部)からの「高さ」表記;
- 「船側近くの作業」或いは「船外張出し部作業」の定義;
- 船員の高所又は船外作業に求められる、又は、作業に関連した危険性のリスクアセスメントが必要な船上作業の認識、見極め;
- 船員が「高所或いは船外」作業なしで定常作業が行える代替作業方法の認識、見極め;
- 全ての船員が船上作業に入る時、(危険への)警戒心と(細心の)注意を怠らない様、明確な注意喚起;
- 会社設定の安全(作業)手順準拠について:
 - (雇用)契約前の概要説明を含む、上級職員への周知徹底;
 - 船主又は運航者フリートの船舶に勤務する全ての船員への周知徹底;
- 船長及び上級職員は下級職員及び船員に安全作業について好例を示し、安全に基づいた日常業務を均一的に行えるよう慣習作り;
- 陸上スタッフは乗組員が「安全(作業)手順」を理解し、これに準じている事を効率良く確認出来る事。

弊局は、船長がこの船舶安全通知(MSA)に纏めた情報を乗組員の方々と共有の為、特別安全ミーティングを開かれる事を推します。

MSA No. 36-20J

2/2

本船舶安全通知書は延長、廃版、取り消し等の特記がない限り発行後1年間のみ有効とします。

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします